②　防衛省・自衛隊は、特に弾道ミサイル攻撃の場合には、弾道ミサイルの発射の情報を対策本部等に速やかに提供する。

③　病院等隊員以外の者が利用する施設の管理者である部隊等の長は、警報が発令されたり施設が所在する地域の住民に対し避難の指示が出された場合には、当該者の避難に係る措置その他所要の措置をとる必要性に鑑み、当該者に対し、警報の内容や避難の指示について迅速に伝達する。

⑶　市町村による避難実施要領作成への協力

①　市町村長による国民保護法第61条第１項の規定に基づく避難実施要領の作成に当たり、意見を求められた場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村に設置された市町村協議会の委員に任命された隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等が受理し、自ら意見を述べ、又はその指定する部隊等の長に意見を述べさせる（これらの者に連絡がとれない場合の対応は第３章第１節２に準ずる。）。

②　①において、当該避難実施要領が地方防衛局が実施する国民保護措置等に関係がある内容（在日米軍の施設・区域内の通行等）を含む場合は、上記部隊等の長が意見を述べるに際し、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に協議する（ただし、これは当該市町村長が当該地方防衛局長に直接協議することを妨げない。）。

③　①及び②の手続を経て、当該市町村長が避難実施要領を定めたときは、当該市町村の区域を担当する地方協力本部長が通知を受け、防衛大臣が別に定める部隊等の長にその内容を通知する。

⑷　避難住民の誘導、運送等

①　避難住民の誘導を命ぜられた実施部隊等の長は、国民保護法第64条の規定に基づき関係市町村長との協議等を行った上で、関係機関（市町村、都道府県、消防機関、都道府県警察、管区海上保安本部等）と連携して、必要な誘導を行う。

②　実施部隊等である政令部隊等の長は、国民保護法第63条の規定により市町村長又は都道府県知事から要請を受けた場合は、同法第64条の規定に基づき関係市町村長との協議等を行った上で、関係機関（関係市町村、関係都道府県、消防機関、都道府県警察、管区海上保安本部等）と連携して、避難住民の誘導を行う。

ただし、当該避難住民の誘導が既に命ぜられた国民保護措置に含まれない場合又は他の任務との関係で実施できない場合は、当該政令部隊等の長は、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等に連絡する（これらの者が自ら要請を受理した場合を除く。）。当該連絡を受けた者は、指揮下にある適切な部隊等に当該避難住民の誘導を命じ、又は新たな命令が必要な場合は第３章第１節の手続に従い防衛大臣に進達する。

③　実施部隊等は、指定公共機関等の運送能力が不足した場合等において、防衛大臣の命令により、自ら保有する輸送手段（艦船、航空機、車両等）により、安全の確保に十分配慮し、避難住民（自ら避難することが困難な者を含む。）の運送を実施する。

④　ＮＢＣ攻撃の状況下で①、②又は③を行う実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用等その安全確保のための措置を講じさせるとともに、避難住民に対し、攻撃手段の特性に応じて被害を局限するために必要な指示（応急の防護方法、臨時の避難先施設等）を適切に行う。

⑤　避難住民の誘導や運送に際しては、実施部隊等の長は、避難住民の安全確保のため、潜行したゲリラや武装工作員の識別、安全な経路の選定等に関して、必要に応じ、関係機関（関係市町村、都道府県警察等）との連携協力に努める。

⑸　在日米軍施設等の所在地域における住民の避難

①　在日米軍の施設・区域の所在する区域を管轄する地方防衛局長は、当該施設・区域が所在する地方公共団体の長から、住民の避難に際して、同施設・区域の通行その他避難の実施要領や経路等に関して当該在日米軍との調整を要請された場合は、速やかに所要の調整を行い、その結果を当該地方公共団体の長に連絡する（このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難のあり方について密接な連携を図るものとする。）。

②　防衛省・自衛隊が管理する駐屯地、基地その他の施設（以下「駐屯地等」という。）が所在する地方公共団体の長から、住民の避難のために当該駐屯地等内の通行等を要請された場合は、当該要請に係る許可等の権限を有する者は、速やかに所要の調整及び手続を実施する（このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難の在り方について密接な連携を図るものとする。）。

③　地方防衛局長等は、地方公共団体の長から、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第５条第２項の規定により国が買い入れた土地（以下「周辺財産」という。）について、住民の避難のために当該周辺財産の使用等を要請された場合は、速やかに所要の調整及び手続を実施する。このため、平素から関係機関及び地方公共団体と住民の避難の在り方について密接な連携を図るものとする。

２　避難住民等の救援に関する措置

⑴　基本的な考え方

都道府県知事が行う避難住民等の救援につき、その支援に当たっては、武力攻撃事態の態様により違いはあるものの、基本的には自衛隊の主任務である武力攻撃の排除措置又は更なる攻撃への警戒活動と並行して実施されることに鑑み、避難住民等の人命救助関係の措置を中心として、関係機関（関係都道府県、関係市町村、都道府県警察、消防機関、厚生労働省、指定公共機関等）と連携しつつ、避難先地域等に所在する部隊のほかに、他の地域に所在する部隊の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。

⑵　具体的内容

実施部隊等が行う救援活動の支援の具体的内容は、都道府県知事との調整又は対策本部長からの求めの内容等に基づき、被害状況、関係機関の活動状況、実施部隊等の人員・装備等の状況、武力攻撃の排除措置への影響等を総合的に勘案して、防衛大臣が決定するが、基本的には次のようになる。

①　行方不明者や負傷者の捜索・救出、病人・負傷者に対する応急医療の提供（自衛隊病院での措置を含む。）など、人命救助関係の措置を中心とする。また、この関連で、対策本部長からの求めに応じ、又は関係省庁（厚生労働省、文部科学省）、指定公共機関（国立病院機構、日本赤十字社等）若しくは地方公共団体の長からの依頼に基づき、救護班の緊急輸送、傷病者の搬送又は医薬品等の緊急運送を実施する。特に、化学剤による汚染が確認された場合は、隊員に対して防護衣の着用等その安全確保のための措置を十分に講じさせた上で、使用された化学剤の特性に応じた応急医療等（患者の除染及び適切な医療機関への緊急搬送等）を実施する。